一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会　役員報酬規程

（目的）

第１条 この規程は、一般社団法人埼玉県老人福祉施設協議会（以下「本会」という。）定款第２６条の規定に基づき、役員の報酬の支給について定める事を目的とする。

（適用範囲）

第２条 この規程は、定款第２０条に定める役員のうち常勤役員（職員に準じて勤務する役員及び最低でも１週につき３日以上勤務する役員。以下「役員」という。）について定めるものとする。

２　職員として給与を受ける役員については、役員報酬は支給しない。

（報酬の意義）

第３条 この規程における役員報酬は、本会が役員に対し、役員としての職務執行の対価として支払うものをいう。

（報酬の決定）

第４条 役員報酬は、役員本人の業績及び本会の財務状況を鑑み、理事会において協議し、総会の承認を得るものとする。

（常勤役員報酬の種類）

第５条 常勤役員の報酬は、本俸及び特別手当とする。

２ 本俸は月額とし、下記の範囲内で会長が別に定める。

　　 　　　月額 　　　　（年額）

　　　　　２００，０００円 （２，４００，０００円）

　　　　　１５０，０００円 （１，８００，０００円）

　　　　　１００，０００円 （１，２００，０００円）

　(注) 上記の金額は職員に準じて勤務する役員について該当する。それ以外は勤務日数に応じて算出した金額とする。

３ 特別手当は、協会の業績に応じて支給する事がある。

（通勤手当）

第６条 役員には、その通勤の実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に順じて支給する。

（役員報酬の支給と控除）

第７条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

２ 所得税、社会保険料等及び、控除することについて本人から申出のあった立替金、積立金、貸付金等は、毎月の役員報酬から控除する。

（日割計算）

第８条 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、役員報酬は日割計算で行うものとする。

２ 前項に規定する勤務１日あたりの報酬額は、本俸月額を当該月における所定労働日数で除した額とする。

（規程の改廃）

第９条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行うものとする。

　附　　則

この規程は、平成２９年４月３日から施行する。

　付則

この規程は、平成３１年４月１日から施行する。